

ワークライフバランスを推進
している中小企業者を支援します

長崎市 融資制度

令和元年 5月現在

中小企業いきいき労働環境整備資金

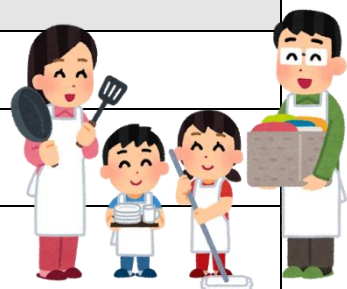
ご利用いただける方

- 1 申込日以前に市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること。
- 2 中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること。
- 3 事業業種が保証協会の保証対象業種であること。
- 4 市税を完納していること。
- 5 法人の場合は登記簿上の所在地が市内であること。個人の場合は市内に住所を有すること。
- 6 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可を受けていること。
- 7 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- 8 長崎県信用保証協会の保証が得られること。
- 9 従業員が100人以下の事業者であって、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し労働局に申請をしたもので、ワークライフバランスを推進していること。



融資条件

項目	内容
資金使途	運転資金・設備資金（ <u>資金使途は自由</u> ）
限度額	2,000万円
利率	年 1.4%
償還期間	運転資金 7年 （うち据置期間1年以内） 設備資金 10年 （うち据置期間1年以内）
保証料	長崎市が全額補給
担保・保証人	無担保・原則法人代表以外の保証人は不要
取扱金融機関	十八銀行、親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、 長崎三菱信用組合、福岡銀行、商工組合中央金庫、佐賀銀行、 三菱UFJ銀行、北九州銀行



必要書類

各種様式は市ホームページ
でダウンロードできます。

各資金に共通する必要書類

- 1 各資金の融資申込書(様式あり)
- 2 営業許可書または営業許可に係る申出書(様式あり)
- 3 直近の決算書または確定申告書
- 4 市税の完納証明書
- 5 法人の場合は「現在事項全部証明書」
個人の場合は「住民票抄本」

注意

提出書類4, 5のうち、コピーを提出する場合は、原本確認をいたしますので、必ず原本を一緒にご持参ください。

本資金に必要な書類

- 6 労働局に受理されたことが分かる一般事業主行動計画書(受理印が押印された計画書)
- 7 従業員数が確認できるもの(決算書、確定申告書、給与台帳など)

申込先

長崎市役所 商工部 産業雇用政策課

市で受付・決定後、取扱金融機関への申し込みが必要になります。



その他の融資制度

その他の融資制度については、
長崎市融資制度のホームページで検索ください。

長崎市 融資

お問い合わせ先

長崎市役所 商工部 産業雇用政策課

電話 : 095-829-1313

F A X : 095-829-1151

E-mail : sangyo@city.nagasaki.lg.jp

住所 : 長崎市桜町4-1 長崎商工会館4階

